

社会保障審議会 介護保険部会（第86回）	大西委員 提出資料
令和元年11月27日	

令和元年 11 月 27 日

全国市長会介護保険対策特別委員会
委員長 高松市長 大西 秀 人

本日の介護保険部会には、公務のため出席が叶わないことから、下記のとおり意見を提出させていただきます。

記

1. 「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の検討状況について

社会福祉連携法人（仮称）の創設（案）について、合併・連携を行い、人材確保、情報の共有化やA I等の活用により、福祉事業を強化することは非常に重要だが、効率化を求めることで、需要がありながらも人材が不足している地方では効率が悪いとみなされ、地方から福祉事業がなくなるという可能性も考えられるため、検討を進めるに当たっては、市町村や地域の意見が反映される仕組みを組み込む必要がある。

2. 保険者機能について

（1）保険者機能強化推進交付金について

保険者機能強化推進交付金については、インセンティブの効果を果たしていくためにも、予算総額の拡充と安定的な確保が必要である。

しかし、短期間で評価指標が見直され、その度に交付額が増減するのでは、保険者として安定的な事業実施が難しくなる。評価指標の見直しに当たっては、保険者の安定的な事業運営を図るため、中長期的な見通しを持って指標の設定を行われたい。

加えて、市町村ごとで地域の実情は様々であり、自立支援・重度化防止に向けた取組状況も様々である。都道府県の役割として、市町村全体の取組を後押しし、底上げが図られるよう配慮した仕組みとする必要がある。具体的には、市町村に対する研修、アドバイザー派遣等、市町村の保険者機能を強化するための事業を都道府県が取り組むような指標設定、指導が考えられる。

(2) 調整交付金について

本会では、これまでも、調整交付金については、本来、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではないこと、また、5%分を確実に交付し、調整交付金は別枠化することを要望している。

論点の1つ目で、「要介護認定率により重み付けを行う方法から介護給付費により重み付けを行う方法に見直し、精緻化を図る」とあるが、この方法により見直しを行った場合、全国815の都市自治体にどのような影響が出るのか、十分に検証を行う必要があり、その結果を踏まえて判断させていただきたい。

なお、論点の2つ目で、「見直しによる調整の範囲内で個々の保険者に一定の取組を求める」とあるが、仮にその結果で交付額が決定されるようなことになれば、保険者に対する実質的なディスインセンティブになり得るため、慎重に検討すべきである。

以 上